

文化審議会第5期博物館部会（第3回）

令和6年3月25日

【事務局（荒川）】 それでは、定刻となりましたので、第5期第3回の博物館部会を開催いたします。

冒頭、文化庁より簡単に注意事項を御説明させていただきます。

本日の部会では、鬼木委員、佐々木委員が御欠席されております。また、田中委員が本日オンラインで御出席されております。また廣安委員がこれから来られます。

では、まず会議の注意事項について御説明いたします。

オンラインの注意事項となりますが、委員の方はビデオをオンにして御参加いただきますようお願いいたします。ただ、通信が安定しない場合には、事務局にてビデオを停止させていただくことがございます。発言の際は、挙手ボタンを押すか、御自身のお名前と発言される旨をおっしゃっていただきまして、部会長の御指示を仰いでいただきますようお願いいたします。

また、本日、御発言されるに当たり、議事録作成のために速記者を入れておりますので、お名前を述べてから御発言いただけるようお願いいたします。

また、本日、資料に関しまして、1つのPDFに統合しましてお配りしております。iPadで見いただくことが可能なのですが、大変恐縮ながら、通しのページ番号を振っておりませんので、PDFのファイル上で御確認いただければ幸いです。画面を軽くタッチしていただきますと、グレーの表示が出まして、ページが分かるようになっております。お手数ですが、御確認のほど、お願いいたします。

また、御発表される方におかれましては、このファイルがそれぞれ独立したファイルとなっておりますので、連動しておりませんので、次のスライドに移動する際は、次ページをお願いいたしますなど、口頭で御説明をお願いいたします。

最後に、傍聴されておられる方におかれましては、ビデオ・音声共に、必ずオフにしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、冒頭、文化庁審議官、中原より御挨拶をさせていただきます。

【中原審議官】 文化庁審議官、中原でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、今期最後の文化審議会博物館部会に御出席

を賜りまして誠にありがとうございます。議事に先立ちまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

石川県能登地方を震源とする能登半島地震から3か月弱が経過しました。今でも生活の再建が困難な方もいらっしゃる様にして、改めて被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

1月に開催された第2回の博物館部会の時点におきましては、人命、安全に関することが最優先でしたが、その後、復旧・復興の段階へと移行し、文化庁としましても文化財や文化施設の復旧に関する支援に取り組んでまいったところでございます。

文化財の被害に関しましては、各自治体や国立文化財機構などの関係機関と連携し、能登地域も含め、文化庁の専門職員等を次々と派遣して、現地調査を実施するなど、被害状況の早急な把握と緊急的な保全に速やかに取り組んでいるところでございます。

また、博物館を含む文化施設の被害に関しては、復旧のための相談先や制度が分からない場合に、法人・個人を問わず活用できる相談窓口を文化庁に設置してきました。引き続き、寄せられた声に対して丁寧に寄り添い、復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいります。

本日は能登半島地震への対応に加えまして、学芸員養成課程の科目内容の見直しが議題となると伺っております。次世代の人材育成を通じて博物館全体の持続的な発展につながりますよう御検討いただき、忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

最後に、改正博物館法が昨年4月に施行されて、約1年が経過をしました。新たな法制度の下で登録指定となった館が、現在、約60館と伺っております。これまで登録されていなかった施設に登録を促すとともに、博物館制度をより一層魅力的なものにする必要があると考えておりまして、文化庁としましても、予算事業等を通じて引き続き注力をしてまいります。

委員の皆様は、1年間の御尽力に改めて感謝申し上げますとともに、本日も活発な御議論を賜りますよう、何とぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【事務局(荒川)】 それでは、島谷部会長にこの後の議事をお願いできればと存じます。

【島谷部会長】 改めまして、皆さんこんにちは。本当に雨の中を御参集いただきましてありがとうございます。本日は議事にありますように、「能登半島地震への対応について」「学芸員の在り方について」「令和6年度予算事業について」、そして「その他」を議題として審議を進めていきたいと思っております。

まずは議題の1、「能登半島地震への対応」につきまして、冒頭の御挨拶にもありましたが、文化庁のこれまでの取組を事務局から御説明をお願いいたします。その後、本日は公益社団法人日本動物園水族館協会から、被災された「のとじま臨海公園水族館」への支援について御発表いただくことになっております。

それでは事務局、お願いいたします。

【事務局（山口）】 お手元の資料の1でございます、「能登半島地震への対応について」というペーパーなんですけれども、表紙をめくっていただいて、「文化財の被害状況」、それから次のページが「文化財の被害状況の把握・緊急保全」というペーパー、それから相談窓口の開設、そして復旧事業、補助事業に関する御説明を組んでございます。

まず、文化財の被害状況です。今こちらでお示しをしたのは文化財の種類ごとの被害状況の数を3月11日付で掲載してございます。こういった文化財以外にも、石川県には、いわゆる人間国宝と言われている重要無形文化財の保持者、それから国立工芸館であったりとか、伝建地区、日本遺産、ユネスコ遺産等々がございまして、こういった人たちの活動継続を支援していくことも文化庁の役割としてございます。

続いて2枚目なんですけれども、文化財レスキュー、文化財ドクター事業を始動させています。これは東日本大震災と、それから熊本地震にならう形で、ほぼ同じ枠組みで進めておりまして、文化財ドクター事業に関しては、主に建造物を対象に、被災した建物における文化財的な価値を保全するためにどういった修理が必要であるとか、価値を保全するために、最低限何をしなければならないかということを技術支援していくという事業で、レスキュー事業のほうは、半壊とか全壊の診断が下った建物がどんどん壊されていきますので、そういった建物から、中に置かれている文化財等々緊急避難的に逃がすという作業を展開してございます。

ちょうど能登町で、柳田公民館というところを拠点として、今、活動ができるようになっていきますので、徐々に徐々に活動も北上しているというような状況でございます。

そして、私たち博物館室では、文化施設の復旧に向けた相談窓口というものを設けておりまして、被災した博物館施設、劇場等があった場合に、どういうふうにそれを修繕していったらいいとか、どういった補助金があるのかとか、そういったよろず相談を受けるような形で窓口を設けてございます。これまでのところ、14件の相談がございまして、うち8件が施設の被災に関する事、そして6件が寄附や人的支援に関する事の相談がございました。ちょうど先週ぐらいですか、珠洲の珠洲焼資料館の方から少しお話を聞くこと

ができて、やはり被災が激しかった場所では、市内に存在する文化財のレスキューの活動が忙しいので、なかなか資料館そのものの復旧には手が回らないというようなことをおっしゃっておられました。そういった状況の中で、文化財レスキューなんかと協働しながら、文化施設も併せて復旧を進めているところでございます。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

それでは、公益社団法人日本動物園水族館協会 安全対策委員長の辻本委員長より発表をお願いいたします。

【辻本委員長】 御紹介いただきました辻本でございます。今、画面の共有をいたしますが、少々お待ちください。

では、改めまして、公益社団法人日本動物園水族館協会の安全対策委員会を担当しております辻本と申します。私は盛岡市動物公園の園長を務めておりますが、13年前の東日本大震災の折に様々なことを経験したということで、この職を仰せつかっております。本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。表題にありますとおり、「能登半島地震における「のとじま臨海公園水族館」への支援」をどのように行っているかということをご報告させていただきます。

まず最初に、日本動物園水族館協会、JAZAの概要でございます。設置目的は記載のとおり、人と自然が共生する社会の実現に寄与するといったことを目的としております。組織は動物園が89、水族館が51、合計140の園館から成っております。総裁には秋篠宮皇嗣殿下をいただき、執行機関としまして、理事会のほか、記載のとおり6つの委員会がございます。この中の1つが安全対策委員会ということになります。

安全対策委員会の中には3つの部会がありまして、1つは安全対策部、2つ目が災害対策部、3つ目が感染症対策部というものでございます。この災害対策部が今回の活動の中心となったものです。平時はリスク管理ということで、予想される事態に対する事前の準備ですとか予防対策、これを講じております。また情報発信等を行います。そして今回のように、一旦発災すれば、非常時ということで、迅速な情報収集と共有をなるべく行うと。そして情報発信していくこと。それからいろんな事案がありますが、これらに対して協会としての対応を速やかに検討しまして活動を行うこととなります。

御案内のとおり、動物園の資料は生体資料で生きておりますので、時間との勝負というところがございます。こういったことに対応するために、このような災害対策の部署が設

けられています。

災害対策部では、園館の施設、あるいは動物たちの救護救援を行うということですが、先ほどもお話ししたとおり、2011年の東日本大震災、それからその5年後にありました熊本地震、これらの経験を踏まえまして、平時から発災に備えたリスク管理、あるいは発災時の対応を準備しているわけですが、やはりこれらの経験から言えることは、発災直後には自治体等の公的支援が動物を飼っている施設になかなか届かない。今回ののとじまもそうなんですけれども、そういったときに、迅速な救援をまず行うということが求められます。それから専門的な支援と書きましたが、例えばイルカを運びますといったときに、専用の収容する箱、あるいは専用のトラック、専用の事業者さん、こういったところを調整して、なるべく早く安全に運ぶ必要があります。こういったこともJAZAで行っているところです。

いずれにしても、これは会員相互の理解と協力に基づいて行われるものでありまして、共益的な活動ということで、社団法人としては重要なものとして位置づけられます。

実際の状況を時系列でお話しいたします。まず発災直後です。1月1日ですが、北陸エリアには幾つかの動物園、水族館ございますけれども、これらの被災状況をあらゆるルートを通じて情報収集を行いました。実際にはなかなか情報が届かなかったんですが、メール、LINE、電話といったようなところで、とにかく状況を確認するというところを行った結果、翌2日には、のとじま水族館がどうやら甚大な被害を受けているということが確認されました。

下の枠の中に書いてございますが、次の写真で御説明いたします。一番左上の写真はジンベエザメの水槽です。今回、ジンベエザメが残念ながら死亡してしまいましたけれども、この水槽がもうすっかり濁ってしまっています。それはなぜかといいますと、上段真ん中の写真、ジンベエザメ用の水槽用ポンプなんですけど、ここが浸水してしましまして、したがってこのポンプを回せないということで、ジンベエザメの水槽は日に日に濁っていつてしまったというものでございます。それから海水をくみ上げて水槽に供給するということは、ポンプが生きていたので、別のポンプですけれどもできたんですが、海水を温めることができないということで、このジンベエザメの水槽も、温かい海水を供給できればまだしもよかったんですが、どんどん、どんどん、水温が低下していくということがございまして、なかなか厳しい状況だったと伺っております。

さらに上段右は、イルカのプールに配水する管なんですけれども、亀裂が入っております。こういった箇所が複数ありまして、設備としてはあるんですが、全く機能しないとい

う状況がずっと続いております。

そして下段のほうは、天井の崩落ですとか、園路の陥没ですね。盛り上がっているところもあります。それから一番右は、地下埋の重油タンクがあるんですけども、こういったところでも沈下があったりしまして、地下にある配管がどうなっているのか全く分からないという状況ですので、これらを検査することもなかなかままならないまま、ずっと進んでおりまして、そうしますと、やはり使うことができないと。電気は通っているんですけども、上水道は来ていない状況。それから設備、プールに、いろいろ給水ができない状況ということで、動物たちの命がどんどん、どんどん、脅かされていくのではないかと、いう懸念が当初からありました。

その2日の日の支援体制ですけれども、甚大な被害があるということをもまず会員の園館に一斉に通知をいたしました。そして今後の予想される支援を呼びかけました。これは園館長のメーリングリストもございますし、近隣の動物園、水族館には、個別のメールや電話で支援の準備をお願いするといったようなことを行いました。それから災害対策部とJAZAの事務局は東京にあります。この2つで支援体制を構築しまして、とにかく災害対策部が中心となって、様々な園館と連絡調整を行うということをやっと続けておりました。

その場合に、どうしても連絡窓口を一元化しなきゃならないだろうというのは、のとじま水族館にいろんな連絡が行っても、そもそも連絡が届かないということもありますし、職員の方々、館長さんはじめとしまして、その連絡を受けて対応している時間がないということですね。これを災害対策部長の下で一元化をして、両方のやり取りをして、必要な支援を行っていくという体制を速やかに組みました。

当初の頃は、電話、LINE、メールで、1日に100件以上の情報が飛び交うような状況が続いておりましたので、それらを災害対策部長はうまくさばくというような役割も担っておりました。それから、なかなかのとじまからの連絡が来ませんので、初期の段階としてのプッシュ型支援、とにかく必要なものを届ける、必要なものを準備して、本当に必要になったときには届ける。こういったことも考えながら進めておりました。

発災5日後、1月6日ですけれども、災害対策部の部員が現地を訪問しました。いずれ断片的な情報しかまだ入手できない状況でしたので、直接現地に赴いて、状況をまず目で見てみると。そしてその情報を整理して、具体的な支援策を構築していくという目的の下に、現地に行ってくださいました。被災状況は先ほどお話ししたとおりですが、水道管破裂、ポンプ室の浸水、天井の崩落、上水道の断水等々がありまして、水族館の設備が、もう機

能がほぼ停止しているということを確認しました。さらにその施設の検査ですとか修繕、これは全く見通しが立っておりませんでしたので、いつになったら生物の環境をよくすることができるか全く分からない状況ということで、飼育状況の悪化を大変懸念いたしました。

そんな中、救援物資の提供としまして、初動、1月6日の現地を視察した際には、とにかく届けるということで、職員用ですが、非常用の食料と飲料水もトラックに積んで持って行ってもらいました。それから飼育用の酸素ポンプが足りないだろうという話もありましたので、こういったものも同時に持参をして、使ってもらおうようにいたしました。さらにひと月弱たった1月31日ですけれども、水族館から要請がありまして、飼育管理のために必要な物品が欲しいということで、水槽の水の循環ですとか掃除のための給水用ホース、あるいは水槽を温めるためのヒーターやサーモコントローラ、こういったものが必要になるということで、これも改めて届けたりしています。

それから動物飼料の搬入については、近くの漁港から供給していただけるということがありまして、今回の場合は餌の搬入は行っておりません。東日本大震災のときには物流がすっかり止まりましたので、盛岡もそうですし、お隣宮城の仙台の動物園もそうですが、仲間の動物園がトラックを出しまして、たくさんの餌をあちこちの動物園から集めていただいて、それを届けてもらったということがございます。今回は、そういう面では物流は何とか届いていたということです。

そして動物の緊急避難です。まず1月3日の時点で、のとじま水族館から動物預かりの支援要請はありました。ただ、どの動物をいつ運ぶかというのは、まだこの時点で全く見えてませんでして、とにかく時間が経過すると飼育環境が悪化することだけはみんな分かっておりましたので、移動が必要になりそうな動物を、様々な園館にリストアップしまして、これに手を挙げてもらって、引き取ってもらえるところを複数リストアップして、その中から選んでいくという作業に着手しました。災害対策部が全部これをやることはなかなか難しく、実際には水族館部という部もありますので、こういったところと連携しながら、あるいは各園館長と連携しながら、複合的な連絡調整を行って、準備が整ったところから動物を移動するということになりました。

動物を移動すると言っても簡単なことじゃなくて、やっぱり受入先がまず決まって、そこがどのような輸送方法を取るのか、あるいはいつになったら輸送することができるのか、こういったものを調整しながら進めなければなりません。この作業はかなり煩雑なもので

したが、多くの動物園、水族館長の連携の下に、滞りなく進めることができまして、1か月程度、2月5日までには緊急避難を完了いたしました。なおこれは、一般社団法人日本水族館協会とも綿密に連携しながら実施したものです。

実際に移動した動物たち、ここに挙げています9種類の動物、63点です。これだけの数の動物、大きいもの、小さいもの、あるんですけども、1か月内外で移動するというのは、個人的にはかなり難しい作業です。この作業を行えたのは、やはり多くの関係者協力の下で、集中的と書きましたが、やっぱり安全に、安全にということを口にしながら、実際に送ることができたということです。それからこの動物の緊急避難は、被災動物のQOL、生活の質を維持するために、ほかの園館に移動してもそれができるようなことをちゃんと担保して、あるいは、この後、のとじま水族館が復旧したときに、ちゃんと動物を戻すということを発信しながら進めてまいりました。

見舞金の受付も、1月16日からJAZAのほうで始めております。募金箱を、各動物園・水族館に設置しています。また直接の振り込みも受け付けております。多くの寄附を現在受けておりますので、御礼を申し上げたいと思います。

それから3月13日には、事務局とともに現地を訪問しまして打合せを行ってまいりました。今後の復旧の見通し、それから開館までの道筋、その間、引き続き支援を行うということで、具体的なお話をさせていただいて、今後に向けてさらに活動を続けていくというところを確認したところでございます。

最後のまとめです。まず、何よりも会員園館の理解と協力、これが不可欠です。これは、日頃からやっぱり危機管理意識を皆が持つようにしているということが役に立ったんじゃないかと思っています。例えば地震が起きたときに、実際に被害がなくても、こういう地域で地震があって、どこの動物園が臨時休園していますとか、あるいは土砂崩れが起きていますと。そういった情報は常に収集して共有するようにしていました。

それから緊急的かつ複雑な状況というふうに記載しましたけども、全くそのとおりでして、この中でどうやって迅速な対応を行うかというのがやはり今回も課題でした。まずは情報の集約です。これをとにかく進めると。それを発信しながら、後方支援、JAZAの事務局が中心になりますが、こういったところにも、状況をちゃんと把握してもらって、必要な支援をその都度出してもらおう。それから実際の救援実働と書きましたが、これは例えばイルカを運ぶ水族館、あるいはペンギンを運ぶ動物園、こういったところの調整も、皆さん日頃の業務があるんですけども、それを差し置いてという言い過ぎですが、とにかく

協力していただいて、なるべく早く事が進むようにしていったというものでございます。

これはやっぱり日頃から、動物園・水族館の公的、あるいは私的とも書きましたけども、ネットワークが存在しているからこそできたものだと考えています。こういった社団法人としての機能というのはとても大事なものだろうと今回も痛感いたしました。

最後に、右の朝日小学生新聞ですけども、3月20日に掲載してもらいましたが、ここに、生き物たちもちゃんと避難するんだよと。全国の施設がつながって支える体制がつくられているんだよ。それから災害の経験を生かして対策を練っていること、あるいは園館同士の絆で動物の命を守るんだ。そして最後には、施設の再開が地域の復興の原動力になるということに関係者一同確信して、こういった活動に当たっているということを記載していただきました。

以上で私の発表を終わりますが、とにかく生き物を飼っているというのが我々の一番のメリットでもあり、課題でもあります。こういったところを、協会の中で常に情報共有しながら事に当たるということが必要になりますが、今回もそれが、問題は幾つかありますけども、速やかに遂行できたというところは関係者の皆様のおかげと御礼を申し上げたいと思います。以上で私の発表を終わります。御清聴ありがとうございました。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。事務局の説明にありました、令和6年能登半島地震被災文化財等救援委員会に関しましては、私自身が委員長を務めており、被災地の文化財の復旧に全力を尽くしているところでございます。同じく委員を務めている半田委員、前回、のとじま臨海公園水族館についてお話しされた錦織委員から、補足があればお願いいたします。

【半田部会長代理】 では半田から。今、島谷会長から御紹介があった、能登半島地震に関する文化財等の救援委員会ですけども、文化財防災センターを本部として、今、週1、月曜日、今日の午前中もやっていたんですけども、週次ミーティングを開いています。その中で、現地の状況とか、いろいろ把握をしながら情報共有をしています。ちょうど本日、文防のほうから、4月から、一応救援活動を具体的に実施するという事で、構成団体のほうに、今、日博協も、救援活動に出てくれる人の募集等をしているんですけども、週に大体5人程度、月曜から金曜まで、金沢を拠点に輪島、それから珠洲のほうに出向いていて、取りあえず、下準備も含めて救援活動を始めていくという状況です。その後で、文化財の種類によって、専門分野とか、有しているスキルが必要であれば、また本部を通して調整していくという状況になっています。有形文化財のレスキューも、今回はヘリテ-

ジドクターとの合同作業ということになってはいますが、4月から本格化するという状況になっております。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。今説明ありましたように、金沢から行くという状況にあったんですが、能登のほうに拠点ができまして、そこを滞在地点としながらできるという形になりました。その準備が先週出来まして、新年度から作業に入れます。皆さんに参加いただけるように、また案内が行くことになると思います。

錦織委員、お願いいたします。

【錦織委員】 錦織です。ありがとうございます。日本動物園水族館協会の安全対策委員長の辻本さんから、概要についてお話しいただきました。博物館というのは様々な館種がありますが、動物園・水族館におきましては、それが扱っているもの、生き物が中心ということで、その特殊性というか専門性によって、何か起きたときについては、スピードと、専門的なスキルの高い支援というのが必要になってきます。この場合に、業界の専門、何というんですかね、館種別の団体として、日本動物園水族館協会等がありますが、こういった専門性の高い集団が日頃から連携を取りながらやっているということは、非常に重要な事例、いい事例になるかなというふうにも思います。日頃の連携、また、各園館、それぞれのところのネットワークと、具体的に行っているものや、実際にいる生き物について、ある程度分かっているということがあってこそ、こういったときにすぐできるのかなというのを改めて思いました。

終わりのところで辻本委員長にお話しいただきましたが、施設の再開、生き物が戻るということは、地域の復興にも力になるということはあると思いますし、その思いを、皆さん思いながらやっているというのが、さらにその現場現場で御助力している方の力なのかなと感じました。ありがとうございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

若干、質疑応答の時間を取りたいと思いますが、何か御質問ございますでしょうか。あるいは意見がございましたら。

佐久間さん。

【佐久間委員】 佐久間です。動水協の取組に本当に敬服します。今おっしゃったように、博物館のネットワークというのは地域の中の横軸のネットワークと、それから専門性を軸にした、縦軸の広域のネットワーク、両方必要だと思うんですね。縦軸のネットワー

クをやったときに、しばしば自分の地域を越えての活動というのが足かせになってしまうのが、地域博物館の現場ではときどきあります。しばしばあります。そうしたときに、迅速に、そうした広域活動への協力要請というのを、館種別団体はもちろんやるんですけども、国なりのほうからも、そういった勧告みたいな形の指針を出しておいていただけると、非常に動きやすい部分があるかなとは思っています。

私自身も東日本大震災に行ったときに、文化庁からの通達をてこにして行かせてもらったという部分があります。かなり無理やり読替えた部分もあったんですけども、こういった部分というのが、協力要請というのが、非常にやっぱり地方行政にとっては効きますので、そうしたところで御協力いただければと思います。ありがとうございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございます。

いわゆる有形文化財と、動物園・水族館というのは、大きな違いがあるのは時間との勝負というのがあると思います。文化財は自分が声を出して訴えてくれませんので、物理的に命の有るほうを大切にするとするところはあるかと思っています。文化財は、東日本大震災のときは、しばらく時間を置いて、ゴールデンウィーク明けぐらいからようやく動き出しました。今の御説明をお聞きしても、待たないで助けないと、動物が亡くなってしまふということを認識できたことはとてもよかったと思います。

災害列島であるわけで、こういうことがどこかで必ず起きていくわけなんですけど、東日本震災を契機に文化財防災センターができていたというのは、ある種救いではなかったかなと思います。それを生かしながら、レスキュー、復旧に当たっていく必要があるかと思っています。またこの件につきましては、いろいろ御意見あると思いますが、案件がありますので次に移らせていただきます。

続いて議題の2「学芸員の在り方」に移ります。前回の部会で、学芸員養成課程の科目内容と博物館実習ガイドラインの改訂の方向性について議論し、全国大学博物館学講座協議会から御発表いただきました。今回、その方向性に従って、各文書の改訂案文を審議いたします。

まずは改訂の方向性と内容について、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局(中尾)】 ありがとうございます。事務局、中尾から説明させていただきます。PDFのほうでは通し番号で、14ページからがその資料になっております。「学芸員の在り方について」というところです。

こちら、15ページに「学芸員養成課程の科目内容と実習ガイドラインの改訂①」という

のがございますけども、こちらで全体の方針を示しております。前回の部会でも同趣旨のことはお伝えしておりましたけども、博物館法の改正に伴いまして、新しく博物館の多様な役割とか、期待されているところです。それに合わせて答申をも出していただいておりますけれども、その中で、5つの方向性として、「守り、受け継ぐ」「わかち合う」「育む」「つなぐ、向き合う」「営む」というような言葉も出てきております。そういったことを受けまして、新たに求められる学芸員の資質として、これからの博物館を担う人材養成として、こういったものが必要じゃないかというのをお示ししております。

博物館の持続的かつ発展的な経営に係る視点を持ち、利用者の満足度を高めるとともに、新たな層に働きかけことができる人材。高い専門性を生かした調査研究に加え、多様な主体との連携等により新たな価値を共創できる人材、現代社会において期待される新たな業務（デジタル・アーカイブ化、文化観光、地域の活性化等）に対応できる人材ということで、こういったものを学芸員の資質、新しく求められるものとして規定しておりまして、それに合わせて、改定の方向性として、下段の部分、お示ししております。

博物館の経営基盤強化につながる、経営戦略、利用者価値の向上、コレクションマネジメント等に係る記載を追加しました。博物館の活動基盤としての調査研究、多様な主体との連携、地域課題への対応、国際社会、多文化共生等に係る記載を追加。新しい情報メディアやデジタル・アーカイブ等の活用による魅力発信と業務の効率化・高度化を促すこと。そして、より実務的な能力育成のための館園実習の選択肢を増やす観点から、一定期間の「長期実践型館園実習」、こういったものによる単位認定を可能とする旨を追加しております。

次のページを見ていただきますと、16ページですけども、「各科目の履修順序の例示」ということで、こちらもお示ししております。学芸員養成課程の科目のうち、概論とされる科目、こういったものを初年度等に履修していただき、博物館実習は、学んだ内容を実地で生かす機会として、最終年度に履修するという、大まか、こういう形で科目履修やっただけだとは思いますが、改めて履修順序図としてお示しする形にしております。基礎・基盤となる生涯学習概論でありますとか、博物館概論、こういったものをまず履修いただき、その後、専門的な各論に入っただけで、最終的には博物館実習を受けていただくというような流れをお示した形です。

実習ガイドラインの改訂に関しましては、こちらは先ほども申し上げましたけれども、長期実践型館園実習の類型、これを新たに示したところですし、あとはデジタル・アーカ

イブ等の法改正の追加事項、こちら盛り込んだところです。

この各項目について、参考資料のほうで御説明申し上げたいと思います。「参考資料」というファイルがあるんですけども、こちら、開くこと可能でしょうか。「参考資料1」としまして、「大学における学芸員養成課程の科目のねらいと内容について」というのがございますけども、こちら、御覧になれますでしょうか。ありがとうございます。

こちらは、今の改訂の趣旨というのがありますけども、もともと『学芸員養成に係る充実方策』というものをベースに修正したものでございます。今回の、先ほどお示した学芸員の資質とか、改訂の方向性とかを示しながら、こちらのほうでもお示しているところです。

【事務局（荒川）】 ファイルにつきましては、参考資料1から3という題名で保存されております。紙の資料も御用意しておりますが、御入用の方いらっしゃれば。

【事務局（中尾）】 先ほどざっと、まとめた形でお伝えしましたが、参考資料1の1ページ目のところに「改訂の方向性」ということで、もう少し細かく書いております。学芸員の役割に関する調査や要望等の中で、これからの学芸員に求められるものとして、博物館活動の充実のための経営管理能力、観光・まちづくりといった地域社会との関わり、国際化への対応、デジタル・コンテンツやSNS等のツールを活用した広報活動、教育普及・利用者対応のスキルなどの対人関係能力・コミュニケーション能力、地域社会との連携・地域住民への価値の還元の視点など、こういったものが寄せられたところであります。

学芸員が収集保管、調査研究、展示、教育等、博物館の基本的な機能を担う中心的な人材であることは依然変わりはないんですけども、博物館に求められる新しい役割を果たしていくために、学芸員の養成課程に関しましても少し見直しを図ったところです。

実際の科目内容に関しましては、参考資料の2を御覧いただけたらと思うんですけども、表になっておりまして、「大学における学芸員養成課程の科目のねらいと内容について(旧:別紙2)」というのを書いてあります。こちらの表を御覧いただけたらと思います。こちらには、「生涯学習概論」から順番に、科目のねらいと内容をお示しておりますけれども、少し科目順に御説明していきたいと思います。

「生涯学習概論」に関しましては、見え消しのほうで修正部分、見えるようになっておりますけども、「生涯学習を通じた文化芸術の発展」という1項目を加えております。こちらは、今回、博物館法改正に伴いまして、第1条に、文化芸術基本法の本質に基づくことが規定されました。そういった部分を含めまして、こういった1項を設けたところです。成人

の学習とかいう部分を消しておりますけども、生涯学習に関しましては、基本的に生涯を通じて行うという部分もありますので、とりたててこの文は要らないだろうという部分で少し整理をしたところもあります。

「博物館概論」ですが、こちらに関しても御意見いただきながら修正していたところです。ねらいの部分で、「博物館とは何かという問いを理解するための専門性の基礎となる能力」、こういった文章も加えたりはしておりますし、博物館の定義の部分です。こちらに、「活動基盤としての調査研究」という部分を1項入れております。もともと調査研究の項目に関しましては「資料論」のほうにございましたけども、博物館活動の全体の基盤となる、そういった調査研究について位置づけたところです。そういった部分ですので、概論として、全体に係る内容として加えております。

あとは少し読替えみたいなところも行っておりますけども、「博物館の歴史と動向」と直したところの項において、もともと学芸員の役割ということで、職員に関しての記載があったんですが、こちらも、「館長、学芸員、その他の職員」ということで、今回、法のほうでもこうやって広くしておりますけども、こういった部分に関して加えたところです。

その下に「博物館倫理（行動規範）」というのがございます。こちらも、もともと「経営論」のほうに記載があった項目なんですけども、倫理、行動規範に関しましては、博物館活動全般に及ぶものであるために、「概論」のほうに加えた形にしております。

最後、その下にあります「博物館と社会」という部分に関しては、こちらも今回の法改正におきまして、第3条3項でも、多様な主体と連携して博物館が地域の活性化に寄与するというのが加わったところ、地域課題への対応、国際社会、多文化共生、こういったものを入れたというところです。

次の「博物館経営論」に関しましては、こちらは少し、文章、内容の読替え等も行ってあります。ミュージアムマネジメントという言葉について、委員からの意見もいただきましたので、博物館経営という形に読替えてあります。

下にあります施設・設備に関しましては、ユニバーサル化、これが今求められております。こういったものに加えて、またショップとかレストラン等の附帯設備、こういったものも博物館経営においては非常に大事な観点ですので加えてあります。

そこから下に、次のページ繰っていただきまして、博物館経営の部分で、先ほど、「営む」という観点が非常にこれから大事になってくるという話ありましたけども、経営戦略と財務という項を加えたものになっております。

その下、博物館倫理というのは消しておりますけども、これは先ほど申し上げたとおり、「概論」のほうに移した形になっております。

その下に「利用者との関係（広報・マーケティング、ミュージアムショップ等）」とありますけども、これは先ほどの附帯施設というところに吸収したものと、さらに下に連携の部分がありますので、そちらに移した部分もございます。

新たに加えたのが「成果の社会還元」という項です。こちらは、公益のための事業を行うのが博物館ですけども、その経営において、その活動成果を社会に還元するという観点、こちらが博物館経営の中では非常に重要ということで新しく加えさせていただきました。

その下の大項目、「博物館と多様な主体との連携」ということですが、こちらに先ほど申し上げましたとおり、利用者との関係、もともと広報ということがありましたが、広くPRなどと言われますけども、パブリックリレーションズということで、社会とよりよい関係を結んでいく、こういったことが必要になってくるということで、この項の中に移しております。

「博物館資料論」ですけども、こちらに関しましては、「資料保存論」としっかりと区分けして示してほしいという御意見をいただいたりもしておりました。また、博物館資料に関しましても、今般、ICTとか、デジタル化の波が入ってきていますので、そういった部分の記載に関しても、今回新しく加えたところです。また、収蔵庫問題とよく言われますけれども、博物館の収蔵庫がもう今、満杯状態になっているところが半数以上あるということで、こういった部分に関しても、コレクション管理ということで資料の中で触れておきたいということで、それを加えております。

内容の部分を見ていきますと、「博物館における調査研究活動」という項がありましたけれども、こちらに関しては先ほど申し上げたとおり、「概論」のほうに大きく移したところです。その代わり、下のほうに「博物館資料に関する調査研究」、最下段にありますけども、こちらの法律の文言に従って、資料に関する調査研究ということで位置づけて、こちらでお示ししております。

あとは下のほうに赤いのがまとまっておりますけども、「長期的視野に立ったコレクション管理」でありますとか「関係機関との連携」、資料の利用に関しても、MLA連携などと言われますけれども、図書館とか公文書館、こういったところとの連携が必要だろうということで入れております。あとはデジタル・アーカイブ系のものが新しく入ってきているという状態です。

その下、「資料保存論」に関しましては、こちら、ねらいのところに「育成を含む」と加えておりますのは、先ほどから資料の違いも御指摘いただいておりますけども、そういった博物館資料、生体もあるということで「育成を含む」というのを加えております。

内容のほうには、「連携・ネットワークによる資料の保全」というのが加わっております。こちらは先ほども、のとじまの御発表でありましたけども、やはり日頃からのネットワークの構築が非常に大事だという部分で、こういったものの重要性も授業で教えてほしいということで加えております。

あとはデジタル化、地域社会における資料保存ということで加えたところ、読替えたところもございます。

「博物館展示論」においては、こちらは少し展示の制作に予算計画という部分で加えたりとか、あとICT活用、こちら随分発達してきていますので、こういったものも使った展示というのも教えていただければと思います。

また「教育論」においても、「ICTの活用等」というのが入っております。こちら今回、法改正の公布通知にも書きましたけれども、電磁的記録の作成公開というものの意味合いとして、インターネットでオンライン授業などの教育事業を行っていくというものも含んでございますので、そういった部分も加わっております。

一番最下段、「教育論」の一番下ですけども、「連携による教育活動」ということで、他館であったりとか、社会教育施設であったりとか、また企業も含めて、教育活動というの幅広く展開していくのだということで、こういう項を設けております。

その下、「情報・メディア論」に関しましては、こちらは読替えとか、少し現代的な言葉遣いでないものの削除があったところです。下のほうに行ってくださいますと、次のページ、「博物館と知的財産」という項があったんですけども、こちらに関しては「所有権」というのを加えました。博物館が持っている所蔵品に関しての所有権というのも少し問題になるときがあるんですけども、こちらを加えて、大項目に関しても、知的財産だけでなく、「博物館に関する法と権利」ということで改めております。

こちらが科目のねらいと内容ということになりますけども、もう一つ、「博物館実習ガイドライン」、こちらの改訂も行っております。このガイドラインに関しましては、変えたところ、赤く見えておりますけども、ちょっと時間がないので、ある程度かいつまんでお話しします。

「博物館実習」ですが、こちらはできるだけ外部の館園でやっていただきたいというこ

とで、お願いしているところでもあります。ただ、博物館のほうの人員体制等もなかなか逼迫する中で、博物館実習の受入れがなかなかできなくて、実習先が見つからないというようなお声も伺っております。そういった中で、体系的な実習プログラムの準備という博物館側の負担を減らすために、インターンシップのような、より実務的な内容を生徒さんに体験していただくという選択肢を加える観点で、館園実習について、長期実践型の類型を追加したところ です。

こういった博物館実習については、新しい博物館に求められる学芸員を養成する上で真に効果的なものとなるように、また、博物館人材の確保と資質の向上を通じて博物館全体の振興につながるように、一層の工夫や改善に取り組んでいただきたいという狙いを書いております。基本的に、このとおりしてくださいというわけではなくて、各大学、各博物館で、工夫しながら進めていく部分ではあるんですけども、内容について例示するガイドブックの形でつくったところがございます。

参考資料の通し番号で言うと10ページになると思いますが、**「学内実習」**の部分、こちらでも改まっております。単位と時間数に関して、大学設置基準というのがございますけれども、この中で少し時間数についての変更もございまして、1単位の授業科目、「45時間の学習を必要とする内容をもって構成する」とありますけれども、こちらはおおむね15時間から45時間という形で示されるということで修正しております。

また、その下、「指導体制」に関しましては、「博物館実習の担当教員が指導する（課程担当者等、専任教員が望ましい）」という文章を加えております。

「見学実習」に関して、その下にありますが、こちら、様々な博物館や関連施設・企業の運営実態を学ぶという観点から行ってくださいということで、今回新しく、「関連施設・企業」というのを加えております。こちらは博物館法で多様な主体との連携というのが加わったところでもありますので、例えば図書館とか公民館、こういうところへの見学実習でもあり得ますし、また、美術梱包とかの業者さんと呼んで、実習なんかを行うパターンがあったりすると思うんですけども、そういった企業に伺うことで、またその企業の体制等を見ることも意義があるかと思っております。ただし、これはもちろん、大学の先生がただ科目内容として考える部分であるので、こういう施設もあり得るのではという例示を加えたところ です。

次のページ、11ページですけども、そちらには③として、「見学する博物館等」と書いてあります。こちらに先ほど申し上げた御説明のほう、改めて加えております。3ポツ目です

けども、「博物館に期待される役割の多様化・高度化を踏まえ、博物館関連企業や団体等の施設見学を行うことも望ましい」と。「その場合は、博物館の役割や活動等の関係性を学生に十分に意識させること」ということで、留意事項を加えた上で例示したところです。

あとは少しデジタル・アーカイブ等に合わせたものになっておりますけども、12ページの下段のほう、(3)の「事前・事後指導」のうちの③「指導内容」のところ、2ポツ目に、「館園実習に伴う事前指導では、実習に当たっての心構え」、こういったものをお伝えするというのと加えて、「職業として学芸員を捉え、その職務内容や雇用形態等について理解を深め」る。キャリア教育ですね。こういったものも行う必要性というのを示しております。

次、13ページの「館園実習」のところなんですけども、この③の「単位・時間数」のところに、先ほど申し上げた「長期実践型館園実習」をお示しております。こちら、「各大学の判断において通常の館園実習の履修と同様に扱うことを可能とする」としてありますけども、その場合は1単位相当以上としまして、「延べ80時間以上実施し、計10日以上を目安とする」ということで示しております。インターンシップとか、そういった制度もございますけども、結構インターンシップも調べてみますと、日数、時間等ともに、結構ばらばらになっておりますので、1つの目安として、80時間以上、10日以上というのを示したところです。

あとは各項、博物館の実習の内容等についても、いただいた御意見等で示しておりますけども、すみません、最後に15ページのところで、長期実践型館園実習、また、それぞれの博物館の中の実習ということでお示しているところが下から4行目なんですけども、博物館実習においては、単なる講義とか単純作業、事務補助にとどまらない実習内容を提供するように配慮してくださいということと、また、こういった実習の内容に関しては、できるだけインターネット等で情報公開してくださいということをお願いしております。

それと下のほうに下げた16ページのところですけども、一番下の白丸のところですが、「長期実践型の館園実習を行うに当たっては、実習生が将来像としての学芸員の仕事にふれ、博物館の多様な実践と実務を経験する貴重な機会であることを認識し、単純作業や事務補助に留まらないよう配慮」してくださいということをつけ加えております。

あとはそれぞれの館種に応じた実習の内容を示していますけども、ここの修正に関しては、デジタル・アーカイブ等を加えたところと、あと各委員からいただいた御意見を基に、IPMであるとか、保存資材の取扱いであるとか、こういったものを加えております。

すみません、ちょっと細かくなってしまいましたが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【島谷部会長】 ありがとうございました。限られた時間ではありますが、御質問や御意見があればお願いをいたします。いっぱい質問したい人もたくさんいると思いますけれども。

【半田部会長代理】 すみません、半田です。

【島谷部会長】 どうぞ。

【半田部会長代理】 確認なんですけど、館園実習で、実習先として選択する施設については、大学が、実習して、学生にとって勉強ができると判断すれば、いわゆる類似施設でも何でもいいと。何でもいいというのは語弊がありますが、先日相談されたのは、まちづくり系の学部というのが少し出来始めてきていて、そういうところで学芸員課程を開設したときに、いわゆるフィールドミュージアムはいいとして、ビジターセンターをどう扱えばいいのかと。展示施設がある国立公園のビジターセンターとか、そういったところに実習に行きたいという学生が複数いるんだけど、どうしたものかという御相談でした。ガイドラインを見ると、一応それは大学が認めるかどうかにかかっているので、大学の御判断でいいんじゃないですかという答えをしたんですけど、間違っています？

【事務局（中尾）】 御認識のとおりだと思います。一応、登録博物館と指定施設というものが原則にはなっておりますけれども、大学において、これに準ずるものとして認める施設に関して、それでもいいですよということでお示ししております。ですので大学の判断にはなりますけれども、そういった、今おっしゃられたようなところであっても、そこがしっかりと実習生の身になると思えば、そこでもいいのかなどは思っています。

【半田部会長代理】 分かりました。ありがとうございます。

【島谷部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【片岡委員】 もしかしたら別で議論されていることなのかもしれないので、場違いだったら申し訳ないんですけど、そもそも論になってしまいますが、学芸員のカリキュラムを拡大していくことは、ミュージアムに課されている、より社会的な機能について求められることだと思うのでよろしいかとは思いますが、実際の美術館・博物館では、学芸員が1人とか2人しかいないところも結構多くて、単に現状の学芸員に、多様な機能を少ない人数に課していくということに方向性としてなるのはちょっと違うのかなと思っていて、あまり現実的ではないので、このように学芸員課程で、多様な方向性から博物館の

経営、あるいは広報などについても学びながら、学芸員と言われている人たちの1人の機能を多様化するというよりは、博物館・美術館の中で、多様な専門性を持った人たち、それ全体を学芸員と呼ぶならそれでも構わないんですけど、本来のキュレーターと言われる研究職に加えて、それと並走する、美術館で働く、単なる庶務ではない、違う専門性の人たちを育てていくという構造をどこかにつくっていかないと、1人の学芸員の多機能性だけを攻めていくと、ちょっとこれは難しい方向に進むのかなと思って、全体としてちょっとそういう印象を受けました。

【島谷部会長】 片岡さんがおっしゃるとおりで、この部会でもいろいろ審議されていることなんですが、日博協、半田さんのところで調査した結果、非常勤館長1人、学芸員1人、事務員1人というところがほとんどなのに、これをやるのは意味がないんじゃないですかという話はもう何回も出ています。全体を網羅することができないんですけども、成功体験というんでしょうか、いい学芸員、博物館・美術館のスタイルを示すために、これを一応、目途としてつくっていかうということでしょうか。キュレーター以外の人たちを増やしていくというのは理想的なことなんですが、それは我々が決めることではなくて、設置者が決めることなので、それについてはもう設置者に委ねるしかないだろうと。だから理想的な博物館・美術館はどういう状態であろうかということが、話の中心になっているというふうに御理解いただいたほうがいいように私は思います。

片岡さんが言うのはもう、本当に、みんなここにいる人は全員その意識を持っています。絵に描いた餅の話をしてどうするんだというのが片岡さんの御意見なんだろうと思うんですけど、やっぱり絵に描いた餅もつくらないと、目標値がないので、こういった形で博物館実習をやってほしいなというのが、さっき中尾さんが説明したところだと思います。

【片岡委員】 いや、もしかしたら、なので、文化庁の側で、これを制度化していくとか、更新していくのと並行して、各設置者にも、これを、こういう内容を、1人の学芸員に全部やれと言っているわけではなくて、美術館・博物館の多機能化に伴って多様な人材を、学芸員という枠組みであってもなくても採用していくことが望ましいというような発信をしていかないと、何かうまく回らないんじゃないかなと思うんですね。

【島谷部会長】 設置者に、博物館にはどのような職員が必要かというのを箇条書にするとかでわかりやすく示すべきかもしれませんね。片岡さんがおっしゃるような十分な体制づくりの努力も並行しつつ、大学側にもこれを示しつつ、両面から行く必要あると思います。

【事務局（高井）】 御意見いただいた中で、今回改訂した学芸員養成課程の科目、これは大学で何を学芸員の卵たちに教えていって、基礎をつくっていって、学芸員になっていただく、その後、採用というのは非常に皆さんおっしゃるとおり問題で、学芸員資格を取っていてもなれない方のほうが多い状況の中で、学芸員、そうでない人にとっても、採用というのはすごく大きな課題にはなっていると思います。

今回については、養成段階においてどういったことをベースとして勉強いただきたいかというところを足し込んでいるものにはなっているんですが、もちろん設置者の方々が読むというよりは、大学側が読むことのほうが多いかなと思っています。いろんな方々に、いずれにしろ周知はしていくので、伝え方については工夫をしたいかなと思っているところです。

いろんな方を採用していくという点については、少し文化庁としても工夫をということで、後で予算の紹介させていただくんですけど、少し文化庁から予算を出して、人が雇っていけるような仕組みを作れないかとは思っていますが、一義的には、そうは言っても国が全部出していくというのは非現実的なので、設置者の方々に対しての呼びかけというのは続けていかなきゃならないかなと思います。

【事務局（中尾）】 少しだけ補足しますと、今回、博物館法の改正の中で、3条の2項で博物館の連携という部分、こちらも単館ではどうしても賄い切れない部分や人も含めたりソースの不足に関して、少し博物館連携の中でクリアできないかということで、そういった部分も幅広く読めるような形で改正をしております。それと、後でまた御説明ありますが、予算事業においても、専門人材を派遣するような事業であったりとか、少し国として打てる手を打っていこうかなと思います。先ほどのような御意見は非常に貴重な意見として、今後の事業等に生かしていきたいと思います。ありがとうございます。

【平井委員】 よろしいでしょうか。

【島谷部会長】 どうぞ。

【平井委員】 そうですね、どう話していいか、なかなか難しいところなんですけれども、昨年4月に法改正されて、もう法自体が変わっているのに、博物館に新たな社会的な役割とかを求められているにもかかわらず、教える内容がそのまんまで、またシラバスも書かれて養成課程が進むというのはよろしくないもので、スピード感を持って、この科目の中身についても検討すると。今回、ある一定の形として、元の形に、少し法で変わった部分を加える形で今回収まったということに関しては、いろいろ思うところはあるにしても、

1回、今日のこの部会での形としては納得、納得というか、これでよろしいのではないのかなと思うんですけども。

とはいえ、やはり私は経営論専門なので、どうしても経営論を見ると、博物館経営をこれから学ぶ方に、この立てつけが本当にいいのかということ、やっぱりまだまだ検討に検討を重ねたいと思う部分はとてもありますので、今回は、先ほど言ったように、いつまでもそのままにしておけない、1回の形は法改正に伴って整えるということでもいいんですけども、さっき片岡委員のおっしゃったような、そもそも学芸員って何なのかというところから全部含めて、養成課程自体も、私ももっとドラスティックに変わるべきだということもありますので、今後も途切れることのない議論をして、やっぱり中長期的に、しっかりと養成課程、かつ日本の学芸員とは、キュレーターではなく、日本の博物館の学芸員って何なのかということところにも少し切り込んでいくような議論を、今後もぜひしたいし、していただきたいなと思っています。感想に近いようなものです。

【島谷部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【井上委員】 今回は大変な時間と労力をかけて、こちらの案をお示しいただいて、まずは感謝申し上げたいと思います。学芸員養成課程の現場を担う人間として、幾つか意見を預かってきているんですけども、やはり、もっとしっかり時間をかけて、大学の現場、そして博物館、美術館、動水族館、それぞれの現場の方々のニーズを酌んでといったことを、きちんと調べて議論してということをしていく必要があると私のほうからも申し上げたいと思います。

預かってきた意見としては、例えば今回お示しいただいた各科目のねらいと内容、例えばですが、「博物館概論」の一番最後に、「博物館と社会（地域課題への対応、国際社会、多文化共生）」という項目があります。その次の「博物館経営論」の一番下にも、「地域社会と博物館（地域の活性化、地域社会との連携）」というふうに、これ、どういうふうに差別化、区別をするんでしょうかといった質問が早速上がっていて、確かにというところがあるんですね。細かく見ていくと本当に切りがないということもあるんですが、もちろんガイドラインですから、そのままやりなさいよということではないということを我々も理解をしているんですけども、やはり入れていただきたい項目もまだありますし、見直すべき文言ということもあるのかなと思うので、継続的な議論をぜひお願いしたいと思います。

また、継続的な、片岡さんもおっしゃったように、やはり学芸員というのが半世紀以上、

日本では制度としてありますが、やっぱりこれだけ時代が変わってくると、現場のニーズも変わってくる、技術的なニーズも変わってくる、そういったことにもやはりスピーディーに対応していかなければならないのではないかという時期に来ていると思います。この件についてはもう既に、第208回国会閣法第31号ですか、国会の附帯決議のほうで、博物館法改正一部を改正する決議案に対する附帯決議の中の第3項目にも、学芸員養成課程のやはり見直しが必要であるという文言がきちんと書かれておりますので、引き続きの議論をお願いしたいと申し上げます。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

【佐久間委員】 関連していいですか。

【島谷部会長】 どうぞ。

【佐久間委員】 すみません、佐久間です。本当に皆さんおっしゃるように、不断の見直しというのは必要なんだろうと思うのと、今回、博物館経営論の中身もかなり現代化していただいたとは思ってはいるんですけど、この経営論を学んで、学んだ人が館長になるのは30年後ですよ。恐らく。それは待てられないので、この先、こういうふうに関与の内容というのが見えてきたときに、現場をどう強化するのか。一番最初に片岡さんからもありましたように、博物館のスタッフがこれを踏まえて構成されていかないと困るわけですね。

そういう意味で言うと、館長研修であるとか、現場の学芸員の研修であるとか、強化策であるとか、そういったところにもこの議論というのは反映されていくべきであって、今回、大学現場と文化庁、そして現場も絡ませていただきましたけど、じゃあ現場の学芸員はどうやっていくのかという、今度、研修になると、そっちへスポットを当てて考えなきゃいけないわけですね。それがどう大学での学びというのにフィードバックされていくのかという形の、うまく流れをつくっていかないといけないと思います。次はだから、学生の形、1回これで形づくりしましたが、次はじゃあ館長向けにどうするか、現場向けにどうするかというところが課題かなと感じています。

以上です。

【島谷部会長】 おっしゃるとおりだと思いますね。片岡さん。

【片岡委員】 すみません、追加して、ちょっと思ったんですけど、インターン、長期

的な実習が可能になるということで、実際にこれだけのカリキュラムを2年生、3年生で学びながら、4年で現場に行ったときに、全然違うぞと思わないかなと思って。短期な研修だったら、まだ何とか、座学とかで済ませられると思うんですけども、長期間、博物館、美術館にいて、現実はどうなんだと思わせるだけにならないかなと思って、そのギャップも、佐久間さんの御意見を伺っていてちょっと思いました。

【佐久間委員】 現実です。

【平井委員】 よろしいですか。

【島谷部会長】 どうぞ。

【平井委員】 平井です。それに関しては、多分、何か現実を知るのもすごくいい学びだと私は思っています。私は旧制度ですけども、この改正の1個前のときの学芸員資格ですけども、館名は言いませんけど、日本有数のオープンエアの美術館に実習に行ったんですけども、もう草むしりとか、イベントの動線の誘導とか、それとか、まず出勤したら、1時間以上かけて広大な敷地を全部歩いて、キネティックアートが壊れてないとか、そういうのを見て、いや本当にすごいなと思ったので、やっぱりそういうのは、むしろいいことだなというふうに、夢と希望を持って就職してくじかれるよりも、実習でしっかりと現実を知るというのは、私は重要だと思っていますので。

もちろんカリキュラムと、あともちろんバイトの延長みたいな、小間使いとして使うというのは、それは違うとは思いますが、現実を知ってもらうような業務というのをしっかりと館園でやるというのは、ある意味でイニシエーションというか、いいのかなとは個人的には思っています。私は非常に勉強になりました。

【島谷部会長】 学芸員資格を取って学芸員になれる人はほんの僅かであると、先ほど高井さんがおっしゃったとおりで思うんですけども、これは文科省、文化庁として、学芸員資格を取るためにはこれをやらなきゃいけないという1つのひな形であって、こうすれば学芸員になれるというものではないというのを、もう少し認識をする必要があろうかと思えます。

現状提案されているのは、よりベターなものを提案されているというふうに私は認識しています。

いただいた意見、いろいろたくさんありまして、本質を突いたもので、私も何か、以前の部会で言ったようなこともありますので、案文については若干変更があるかも分かりませんが、これは事務局と座長にお任せいただくということでよろしゅうございますでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

【島谷部会長】 ありがとうございます。ちょっと時間は大分押してきたんですが、続いて議題3「令和6年度予算事業」に移ります。文化庁においても来年度取り組む施策について紹介していただきます。前回の部会でも概要を聞きましたが、準備が進んでいると思いますので、より具体的な内容の説明をお願いいたします。

【事務局(五十嵐)】 博物館振興室の五十嵐と申します。説明させていただきます。PDF番号17ページになります。次のページをおめくりください。

紙のページ番号で10ページ、データだと18ページになります。こちらは文化庁で計上しています「博物館関連支援予算一覧」となっておりまして、複数の課で博物館に関連する支援といったのをやっております。今回は博物館振興室で持っている博物館機能強化推進事業について御説明させていただきます。

次のページをおめくりください。ページ番号、紙だと11ページ、PDFだと19ページです。博物館機能強化推進事業としまして、令和6年度予算額案として4億円計上しております。博物館機能強化推進事業なんですけど、立てつけは2段階なっておりまして、「Innovate MUSEUM事業」の補助金事業と、「新制度におけるミュージアム応援事業」委託事業の2段構成になっております。Innovate MUSEUM事業にきましては、昨年度、新規で始めましたMuseum DX推進事業というのがありまして、博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその発信、公開・発信ですとか、博物館における業務のDX化に効果的に取り組む館の事業に支援する事業といったことを引き続き継続していきたいと思っております。

また、下の「特色ある博物館の取組支援」としまして、社会的・地域的な課題に対して先進的に取り組む事業といったことも引き続き支援していく予定です。令和6年度から、新たに企業立博物館が博物館法の登録博物館の仲間に、対象になりましたので、民間博物館が地域のために最大限発揮する、公益に資する取組といったことに対しましても支援していきたいと考えておりまして、1つメニューを新規で立ち上げているところになります。

次に「新制度におけるミュージアム応援事業」ですが、こちらは引き続き、新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション事業ですとか、博物館人材養成・質の向上に資する研修等を引き続き実施していきたいと考えております。

新制度におけるミュージアム応援事業委託費の中で、令和6年度で新たに実施していこうと考えている事業がございます。次のページをおめくりください。紙だと12ページ、PDF

だと20ページになりますが、ミュージアムプロフェッション養成のための専門人材派遣事業」といったことを令和6年度に新規で実施したいと考えております。こちらは第1回博物館部会、8月25日に、そのエッセンスは紹介させていただきましたが、新たな役割というものが多様化していく中で、技術や知識を持った人材が不足しているというような課題がありますので、そういった課題に対して、専門家をリスト化して、専門家を博物館現場に派遣する伴走支援事業といったことをやりたいなと考えております。

メニューとしては、デジタル・アーカイブ化ですとか、展示や広報発信の改善、経営基盤といったところを考えておりますが、当初は専門家のリスト化といったことを考えていたんですが、初年度事業ということもあって、まずは各分野に精通した民間企業さんですとか業界団体にお声がけして、そこから専門家を派遣するといった事業スキームを今考えているところです。まず初年度はそういった形で、民間企業の力を借りて専門家の派遣といったことをやりつつ、専門人材のリスト化といったことは引き続き検討していきたいなと考えているところです。

専門家の派遣ですけど、派遣回数とか派遣する博物館数とかには予算の限りがありますので、基本的にベーシックなところから含めて、博物館のお困り事に対して専門家を派遣して課題解決をしていきながら、まず学芸員さんとか、現場の方のモチベーションアップとか動機づけとか、そういったこともできるようなスキームとか事業計画をつくっていききたいなと考えているところです。

最後、博物館の周辺人材活用といったことも1つ考えておりまして、博物館等に長年勤めていた経験を有していて、専門知識を持つ人材を活用促進するために、いわゆるOBさんとかOGさんの活用をなるべく博物館現場にも使っていきたいということで、そういった方々を専門人材として博物館現場に派遣してみるといったようなことも、また試験的に始めていきたいと考えて、1つメニューを講じているところでございます。

次のページおめくりください。紙ページ13ページ、PDF番号21ページです。「令和6年度ミュージアム専門職員等在外派遣事業」ということで、こちらも過去には実施していたんですけど、令和6年度に再開したいと考えております。博物館の学芸員等の国際的なネットワークの構築や、我が国博物館の国際プレゼンスの向上に対して、博物館の機能強化につなげていくということを目的に、学芸員等の専門職員さんですとか、大学等において博物館に関する科目を教育研究している職員さんを対象に在外派遣をしていきたいと考えております。派遣内容は、博物館に関する国際会議、学会、研究会での発表・研修・参加ですと

か、海外の博物館等に入り込んで、長期的、短期的に調査研究するといったことも可能としております。令和6年度は成果の報告・復旧展開ということで、実際に単に行くだけではなくて、行ってから、どういうふうに博物館現場に還元していくのかといったことの成果報告といったところをしっかりとフォローアップしながら事業を作り込んでいきたいと考えております。

次のページをおめくりください。紙番号14ページ、PDF番号21ページです。がこちらは「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」ということで、第2回の1月11日の部会でも簡単に紹介させていただきましたが、文化庁において基金を創設しております。次世代を担うクリエイター、アーティスト等を育成するとともに、その活躍、発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して、弾力的かつ複数年度にわたって支援していきたいと考えております。

博物館においては、文化施設の高付加価値化機能強化支援ということで、クリエイター、アーティスト等の育成を主眼、念頭に置いていただきつつ、作品のデジタル・アーカイブ化等を行って、世界に強力に発信して、価値を高めていくような取組に対して基金を支援したいと考えております。こちらは今、現在、文化庁と独立行政法人日本芸術文化振興会のほうで募集に向けて作業を進めておりまして、近日中に募集できるように鋭意作成しているところでございます。

予算の説明は以上になります。

【島谷部会長】 ありがとうございます。質問はいっぱいあると思いますが、限られた時間ですので選びながら質問していただければと思います。

【橋本委員】 よろしいでしょうか。橋本です。ミュージアムプロフェッション養成のための専門人材派遣事業について御質問させていただきます。博物館周辺人材活用、これは基本的には望ましいと思っておりますが、恐れを抱くのは、ますます正規職の学芸員の採用が減っていくのではないかと、という点です。それこそOB、OGを非正規として使って、何とか現場のやり繰りができてしまったからそれでいいやと。正規職は雇用しなくてもいい、採用しなくてもいい、というような事態になるのではないかとこのことを懸念しています。

それからもう一つ、事業スキーム案はこれからということだと思いますが、この事務局を受託するのも基本的には公募でということになるはずですが。どのような企業が受託するかによって、人材のクオリティーが大きく変わりそうな気がするので、企画競争、まずはクオリティー第一で選んでいただきたい。非常に懸念を抱く部分です。

以上です。

【事務局（五十嵐）】 コメントいただきましてありがとうございます。お答えさせていただきますが、博物館周辺人材活用事業に関しましては、一応こういったOB、OGさんの人材活用といったことは1つ進めていくべきではないかなという意見があって検討しているものになりますが、やっぱり予算の限りもありますので、今回はOB、OGさんの方は、博物館現場にどっぷり入ってもらおうというよりも、単発で数回、まず行ってもらって、自分たちの長年の知識ですとかスキルといったことを現場に下ろしていただきつつ、若手の人材育成といったことも含めて少しやっていただきたいと考えておりまして、国の手当できる部分というのは多分数回とか、派遣数は少なくなると思うんですけど、確かに長期的に見たときに、そういった御懸念といったこともあるかなと思いますので、その辺は検討していきながら、中で対策を練っていききたいなとは考えております。

あと、事務局のほうも、これ実は公募しますので、企画競争でやる予定です。事務局のほうも、例えばデジタル・アーカイブ化だとか、後方支援、改善、経営基盤とか、そういったところにもともと精通していて、自分たちは派遣できるというスキームがあって、ほかほかの民間企業にお願いするみたいな形の、自分たちの得意な企業さんにお声がけさせていただいたりとか、もしくは本当に専門人材とか、人材派遣会社といえますか、いわゆる、そういったところをお願いするという方法もあるかなと考えておりまして、その辺、事務局の選定は少し検討しておりまして、ある程度方向性が見えてから、公募、企画競争といったことは少し考えているところでございます。

【島谷部会長】 結局、求めているものと支援しようとしているものが、ちょっとずれがあると思います。ミュージアム専門職員等在外派遣事業というのも体力的にゆとりのあるところしか行けないような現実もあるのではないのでしょうか。

【事務局（高井）】 一応、人材派遣事業と、在外と、全然またまた違うスキームとしてつくってまして。

【島谷部会長】 それはよく分かっています。

【事務局（高井）】 ちょっといろんな現場からのお願いとか要望もあって、やっぱりICOMの大会とかにも出席をして、国際経験を積みたいという御要望があって、それは必ずしも、確かに、なべての博物館の支援というよりは、もっと国際経験を積みたいという御要望にお応えする形で、人材派遣事業につきましては、おっしゃるとおり職員を派遣してほしい、職員をべったりつけてほしいという現場の願い、切なる願いは我々も聞いており

ますが、今おっしゃっていただいたように、できるところからという部分もあって、少なくとも数回はアドバイスで出せるような形が取ればなと思って。

【島谷部会長】 だから現場の経験の長い人から考えると、数回の講習みたいなものですよね。

【片岡委員】 すみません。

【島谷部会長】 どうぞ、片岡さん。

【片岡委員】 片岡です。同じ件なんですけど、恐らくこのデジタル・アーカイブとか、展示、広報、それからファンドレイジング、経営基盤の強化という、先ほどのカリキュラムでも言っていた、新しく求められている学芸員の機能というところを教えられる人材というのは極めて限られているんじゃないかと思っていて、各大学で教えられるのかというのも何かちょっと不思議な感じなんですけど、こういう人材派遣をするにしても、やっぱり人材自体がすごく少ないんじゃないかと思うので、むしろ人材派遣なのか人材育成というか、今、ミュージアムで働いている人たちにレクチャーをすること以外に、民間企業とか別の職種で働いている人たちに、美術館でこうしたキュレーター以外のプロフェッショナルな仕事をすることに興味がないかということで、そういう人材を新たに育てていくような仕組みをつくっていかないと、今いる人たちを改造していくのはかなり難しいんじゃないかなと思うんですよね。

【島谷部会長】 さっきの話に尽きるんですけど、改造していくことも、新たな職掌をつくることも、設置者次第だと思います。本当の今の大多数の博物館・美術館、半田さんが調査されたところではない、ある程度しっかりしたところ向けの博物館・美術館の支援事業だと御認識いただけると納得できるんだと思うんですよね。

佐久間さん。

【佐久間委員】 いいですか。回数から言っても、実務を担っていただく対象にはできないだろうというのは皆さんの共通の認識だと思うんですけど、それにしても、拠点になるような博物館で、そのニーズがあるのかどうかということも難しいところもあるとは思うんです。研修的な話であれば、この支援の対象が個別の博物館になるのか、いわゆる博物館中間支援団体的なもの、都道府県の博物館協会であるとか、何とか教育研究会だとか、博物館のITを支援するような団体とかもありますね。教育研究会とかもありますね。そういったところと組んで、そこに講師、こういう人がいますよというマッチングの派遣をして、そこが面白い研修をやってくれるとなると、もう少し中小の博物館にも、何とい

うかな、恩恵が行くというか、いい学びの機会にはなるかなとは思うんですね。ですから、この派遣の対象を、個別博物館からもう少し拡大してもいいんじゃないか、博物館関連団体というところまでは拡大してもいいんじゃないかなというのは、アイデア的には思いません。

【島谷部会長】 とてもいい意見だと思います。

平井委員。

【平井委員】 平井です。実は私も全く同じ意見で、例えばイノベートとか、直接ミュージアムに支援するような補助金のメニューの採択団体とかを見ると、やっぱりさっきからお話しになっているような、もともとそういった応募書類を書ける体力があり、知恵もあり、で、結局取っていくところって、もう本当に底上げというレベルなのかというと、むしろ中間とか、むしろトップ層が、そこが取っていくの？このお金、みたいなのところだったりするので、そういう意味では、ミュージアムプロフェッション養成のための専門人材というのが、本当に底上げに役立つようなスキームというのは、私は少し希望的には見たいなとは思うんですね。

特にデジタル・アーカイブとか、ファンレイジングなんて、本当に全く分からないようなところもあると思うので、そういう館に、1回2回かもしれないけれども行って、こういうやり方もあるよね、こういうやり方もあるよねとか、例えばクラファンだけじゃなくて、ふるさと納税のほうで寄附金を調達するやり方もあるよねとかいうことを話し合うだけでも、少し目が開くようなことはあると思うので、私はむしろ好意的に受け取りたいんですけれども、ただ、佐久間さんのおっしゃったところにつながるんですけど、そういうのって、やっぱりアンテナを張っていて、そういうものを取ろうと思っている館にしか結局目につかないんですね。本当にそういうものが必要な館というのは、本当にアンテナもないので、結局受けてもらいたい、専門人材を受け入れてほしいような小さな館というのはなかなか届きづらい。

だったら、県博協とか、そういったところで会員企業、企業じゃないですね、会員の館園が、もう少し広く受けられるとか、私もマネジメントの話を県博協とかの講習でやらせてもらったりして、多くの意見交換とかもさせてもらったりするので、少し伝え方というか、このメニューにリーチをどうやってしてもらおうか、本当に困っているところにきちんと人材が行くような、助けが届くような、そこのデザインもすごく重要なかなと思います。

【島谷部会長】 本当におっしゃるとおりで、これに限らずほかの補助金にしてもそうなんですけれども、補助金に申請できる体力があるところはまだいいんです。より効果的にやるためには、佐久間さんの案のような形で、複数の館をカバーするようなレベルのところ、これが届くといいかなという。それで今までの補助金をどういうところを取っているかというのを、地域的に、館種的に、何かいずれかのときにお示しいただけるとありがたいなとは思っております。

博物館部会のテーマが、回数の割に詰め込み過ぎているところがあると、皆さんも思っているんじゃないかと思います。例に挙げているICOMプラハ大会と書いていますけど、こういうのを書いていると、ICOMの大会のときに、これ申請すれば取れるんだというのが分かるけれども、ICOMに行ける人って限られていますよね。

【佐久間委員】 まあ、それを拡大する効果はあると思うんですけどね。

【島谷部会長】 ええ。だからそれぞれに意味があるんですけど、もう少し詰めて話ができるようなカリキュラムというか、会議体系をつくってほしいなというのをちょっとお願いしておきます。

まだまだこれ、意見いっぱい出てくると思いますが、取りあえずよろしいでしょうか。申し訳ございません。

続いて議題4「その他」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（荒川）】 それでは4「その他」の事項について、私、荒川から御説明させていただきます。簡単に駆け足で御説明させていただければと存じます。この部分、大きく3つテーマがございまして、このうちの4の1と4の2を私から御説明させていただいて、まとめて質疑応答のお時間をいただければと思います。

1つ目は資料4-1、スライドですと16ページ、PDFの通し番号で24枚目になります。「市長部局で従前から所管する施設を登録する際の取扱いについて」です。1枚進んでいただいて、パワーポイントを見ていただき、検討事項を御覧いただければと存じます。博物館、こちらに「動物園や水族館のように、首長部局が従前から設置し所管している施設等についても、登録に当たって、地教行法に基づき条例を制定する必要があるのか。地方公共団体から問合せが寄せられている」というふうに記載させていただいております。法制度上、博物館は本来、教育委員会が所管をすることとなっております。ただ、ここに挙げているように、動物園や水族館のように、もともと教育委員会ではなく、首長部局で設置しているようなケースもありまして、そういった場合においても教育委員会に所管を移したり、条

例を制定する必要があるのかという問合せをいただいていたところです。

2枚目の表に、1ページ送っていただきまして、動物園・水族館等の現状という表をお出ししております。黄色着色している部分となりますが、かなり多くの動物園や水族館、植物園などが、もともと首長部局で所管されている状況がうかがえます。こちらは博物館相当施設と博物館類似施設の表を記載しておりまして、こういった館に、今後、登録博物館を目指していただくに当たって、条例の制定がハードルとならないような整理が必要であると考えてきたところです。

次のページに送っていただきまして、3枚目が結論となりますけれども、現在、首長部局で所管をされている施設であるということは、社会教育や文化、そういった教育委員会で所管すべきテーマ以外の側面も持っている施設であると。例えば観光やまちづくり、産業振興といった役割を主として担っている施設であると推測されるということです。こういった施設については、登録に当たって、教育委員会に所管を移したり、条例を制定いただく必要はないというふうに整理をいたしました。ただ、ポツの3点目にございますけれども、首長部局で設置されている施設を、首長部局で引き続き所管される際においても、社会教育や文化事業などを実施する際に当たっては、これらを所管する教育委員会と密に連携していただきたいと考えております。

こちらが4-1の概要でございます。

続きまして、スライドですと20ページ、PDFで28枚目の4-2、登録制度の広報・プロモーションについて御説明をさせていただきます。ロゴマークの活用方策について、前回プレートと証書の作成を想定しているという旨を御説明させていただきましたが、こういった形で実際の実物が出来上がってまいりました。こちらのプレートについては、新たに登録指定となった館に対して配布を行う予定です。こちらの証書につきましては、みなし施設も含めて、現在登録指定になっている全ての施設に配布をさせていただく予定です。こちらの掲示とこのマークの公表は5月18日に向けて行う予定でございまして、現在は、こちらまだ取扱注意情報となっておりますので御留意いただければ幸いです。

こちらを公表する「国際博物館の日」について、次のスライドで御説明をさせていただきます。 「国際博物館の日」は、ICOMが5月18日ということで定めたもので、全世界で様々な記念事業が実施されております。これまでも日本博物館協会が、こちらの事業への参加を全国の博物館に呼びかけてこられました。文化庁としましても、この機会にぜひ一般の方々に博物館に足を運んでいただきたいということで、今年度は日本博物館協会、

全国美術館会議、日本動物園水族館協会などに、ロゴマークの周知等への御協力をお願いしてきたところです。また、各博物館に対しても、こちらの「国際博物館の日」の記念事業、無料開館ですとか、記念品の贈呈やイベントの開催などについて御参加を呼びかけてきたところです。委員の皆様方におかれましても、ぜひ博物館、美術館、水族館等で、こちらの「国際博物館の日」の記念事業に御協力いただければと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

何か御質問、御意見ございますでしょうか。

【半田部会長代理】 ちょっと補足を半田からよろしいでしょうか。

【島谷部会長】 どうぞ。

【半田部会長代理】 荒川さん、今、イコムとおっしゃったけど、2019年以降、アイコムで統一しておりますので。

【事務局（荒川）】 アイコムで。失礼しました。

【半田部会長代理】 すみません。

【事務局（荒川）】 承知いたしました。

【半田部会長代理】 ここは去年のポスター出していたでいて、すみません、今年、本部からデザインが来るのが遅くて、本当はこれ、今年版を御提供できればよかったんですけど、明日だったら御提供できたというタイミングで、ここにも書いていたでいていますけど、5月19日、これ、奈良ってなっていますけど、国立民族学博物館、民博で、一応今、最終調整ができつつあります。ちょうど民博が創設50周年ということで、吉田憲司館長にお話しいただく流れの中でプログラムつくっていかうと思っていますので、今週中ぐらいにはプログラムが出来て、募集も始められるかなと思っています。

文化庁のほうでも「国際博物館の日」のPRを積極的にしていただけるということは大変ありがたいことだと思っております。今も、コロナ前よりも多いペースで参加を申し込んでくださる館園が増えております。これからも引き続きそういったところについては、「国際博物館の日」自体は、ICOMというNGO組織の事業なんですけども、国内の展開については、文化庁とも連携を取りながら盛り上げていければいいかなと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【島谷部会長】 どうも半田さん、ありがとうございました。何か協力してくれる館園

が増えてきていますよね。

【半田部会長代理】 そうなんです。だんだんと、いいことだと思いますけど。

【島谷部会長】 だからICOMが世界に向けて発信なんですけれども、日本においてもICOMに入っていることのメリットがあるという、登録博物館がメリットがあると同時に、ICOMに入るのはいいことであるというのが、もう少し、入館料であるとか、いろんな意味でメリットが出てくると、ICOMも広がっていくように思いますね。よろしいでしょうか。

錦織委員。

【錦織委員】 錦織です。ありがとうございます。資料4-1ですね、知事部局、首長部局で所管する施設を登録する際の取扱いについてということで、公立の動物園や水族館については、今、新しく登録博物館を目指されるに当たって、なかなかちょっと時間のかかっているところだったんですが、今回このように解釈をはっきりとさせていただきましたので、より一層、登録に向けて促進できるかなと思いますので、これは現場にいる方々にとっては非常にありがたいと思います。ぜひ解釈については広く御通知いただければと思います。ありがとうございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

では最後になりますけど、資料4-3について、高井さんから。

【事務局（高井）】 資料4-3と、あと番号上は22ページ、23ページを御覧いただければと思います。22ページの資料4-3については、博物館部会としての活動を文化審議会にも御報告をしていくという形での資料として使ってまいるものにはなるんですけれども、今年、第1回、第2回、第3回、ちょっと回数が少ないという御指摘もありましたが、いろんな議論をしてまいりました。人材確保の方策であったり、特に今回、先ほども審議を行った博物館実習ガイドラインと学芸員養成課程の科目とねらいの内容に係る改訂というものを行ってきたというところと、あとは国公立の連携であったりとか、震災の話であったり、いろんなことの御審議をいただいたと認識しております。今後の検討事項として残るものとして、博物館の設置及び運営上、望ましい基準、これについても改訂が必要になっておりまして、これについては来年度、引き続き議論をしていきたいと思っております。

また、先生方からも御指摘ありましたが、学芸員を含む人材養成の在り方についても引き続きということで、あとは登録制度、広報プロモーションなんかもやっていくということでもあります。

パワーポイントの資料になりますけども、23ページ御覧いただきます。今回、部会自体

を多少改組いたします。今まで博物館部会と名のつてきたのではありますが、劇場と文化施設、広くいろいろございます。今回基金をつくりまして、やはり劇場も含めていろんな議論が必要だということで、博物館部会を文化施設部会に改組をいたそうと考えております。博物館部会の文化施設部会の中で、機能強化に関するワーキンググループというものと、劇場・音楽堂等に関するワーキンググループというのを立てて、劇場・音楽堂については法律が出来てから10年経過したところで、いろんな基準の告示の改正なんかも検討していく必要があるということで、1つワーキンググループを立てていくということになります。博物館部会の機能強化のほうは、機能強化の在り方と基準といった形での集中的な議論をやっていこうと考えているところです。こういった改組も含めて、また新しく生まれ変わる博物館部会についてお知らせをしたいと思います。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。今、部会の名前が変わる提案であるとか、次年度以降の検討内容について説明をいただきましたが、これにつきまして御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

佐久間さん。

【佐久間委員】 佐久間です。望ましい基準に関しては、本当に今年度、十分な議論ができなかったのをすごく残念に思っております。初回の議論のときにも申し上げましたけど、地方の現場、特に都道府県、市町村の、いわゆる文化行政をやっているというのは、特に博物館を学んできた人というわけではありません。そういう人たちが自治体事務の中ではありますが、文化行政を担うときに、博物館の望ましい基準というのはやはり一定以上の影響力を持っているものです。どういうふうな方向で博物館を考えて整備していくのかというところで、やはり指針になるものですので、これをしっかりと議論してつくっていきたいと思います。今期は十分できない議論できなかったわけですがけれども本当にこれはしっかりと議論させていただきたいと思うので、私の任期は今期で一旦終了しますがけれども、協力できるところは幾らでも協力をしますので、ぜひ中身の濃い議論をしていただきたいと思います。

ここに書かれていないんですけど、ぜひ文化庁として取り組んでいただきたい博物館に関わる政策として、幾つかあります。1つは、文化芸術基本法という形で博物館法に入ったわけなんですけど、文化芸術振興計画の中で、博物館、特に理科系の博物館に関する言及が全くないという状況になっているんですね。美術館とか歴史系の博物館であると

か、そういった取組はあるんですけど、例えば自然をめぐる活動であるとか、そうした自然史博物館であるとか、動物園であるとか、水族館での活動というの、国の文化をつくる。科学をしっかりと学び、それを日常生活に生かしていくというのは文化芸術基本法の方針に全然外れるものではないと思うんですね。こうした施策メニューというのが計画の中でもない、施策メニューにもないという現状は、ぜひ文化庁として打破していただきたいと思います。

これ、じゃあ科学振興計画とか基本計画のほうで言及されているかということ、そっちにも実は博物館、ほとんど言及されてないんですよ。これは課題だと思います。

もう一つ、実は教育振興基本計画の中でも、図書館、公民館に関する言及は結構しっかりあるんですけども、文部科学省から博物館が、所管が外れてしまったということもあるのかもしれませんが、博物館に関する言及がほとんどないんですね。美術を鑑賞する活動というところで少しあるんですけども、いわゆる博物館一般に関してはあまりないということで、やはりオールミュージアムに関して、本当に振興の計画ということを、ぜひ他部局にも働きかけて進めていただきたいなと思っております。

もう1点だけ。今回も、人材支援もそうですし、イノベートとかもそうなんですけど、それから収蔵庫問題なんかでも、コレクションマネジメントをしっかりと進めようという形で、これは一定の方針が出ているんだろうと思うんですけども、ただそれだけで解決するととても思えない博物館の現状があります。要するに自治体の自助的な努力だけで今の博物館の問題が解決するかということ、それは難しく、じゃあ国の博物館が全部それを、屋台骨支えますよということ、それを言ったら島谷さんが困っちゃうというような、そういう状況になっていると思うんですね。

どういうふうなインフラ、博物館全体を支えていくようなインフラをしていくのかというのは、ちょっと大き過ぎる議論で、一、二回の部会とか、そういうことでできる話ではないんですけども、でも将来どうあるべきなのか、日本の文化財を支える博物館というシステム全体をどう支えていくべきなのかということ、ぜひどこか議論の場が欲しいなと思ってます。それは何とかな、なかなかこういう公式の部会とかではできないかもしれないんですけど、やはり博物館現場、それから大学現場、文化財に関わる人々、みんな含めて、どういったその議論の在り方というのができるのかなということ、ぜひぜひいろんな形で、またこれからも設けていただければと思ってます。自然史博物館としても、そういったところにちゃんとコミットしていきたいなと考えております。

以上です。

【島谷部会長】 佐久間さん、ありがとうございます。基本的なことで大変重要な御意見だと思います。

【佐久間委員】 またちょっと意見、後でまた紙に。短くしちゃったんで、紙に書いて、またシェアしたいと思います。すみません。

【島谷部会長】 今、今後の検討事項のところがありました、博物館の設置及び運営上の望ましい基準について十分に議論できなかつた、ここに書いてあるんですが、次年度以降のところ、その部分が機能強化というところで置き換えられているんですけども、置き換えるのではなくて、望ましい基準というのをしっかり論議する必要があるように思います。でないと、やっぱり置いていかれる部分があると思いますので、そこは次年度以降、残る人と残らない人がいるかないか、それもまた伺っていませんけれども、今後検討していく必要があるように思います。

ほかにいかがでしょうか。

【半田部会長代理】 ちょっとすみません、半田です。

【島谷部会長】 どうぞ。

【半田部会長代理】 佐久間さんと片岡さんの今日のお話聞いていて、やっぱりオペレーションの部分とマネジメントの部分というのは、何となく文化庁の目も届いていて、研修メニューみたいなものがあるんですけど、ぜひ設置者レベルに対する研修なり、何かスクーリングみたいなものも含めて、島谷さんも何回もおっしゃいましたけど、やっぱり設置者が判断して、理解して、動こうとしないと、幾らマネジメントが頑張っても、オペレーションが頑張っても、館のシステム、実務は改善していかないという状況の中で、みんながあえいでいる感じがするので、やっぱり設置者に対する、ちょっと嫌な言葉で言うと、教育プログラムみたいな、理解促進活動みたいなものがメニューに入っていくと、何かよくなっていくかなと思いましたね。

【事務局（中尾）】 その件に関して、文化庁、中尾です。法改正に合わせて研修メニュー、実は大幅に変更しております。それまでミュージアムエデュケーション研修とミュージアムマネジメント研修、学芸員専門講座と館長講座というのがあったんですけども、その4つを今統合しております、トップマネジメント研修、あとパブリックリレーションズ研修、それともう一つあるのが、文化をつなぐミュージアム研修というのがあるんですけども、実は文化をつなぐミュージアム研修というものが、設置者向けの、行政職員向け

の研修になっておりまして、オンラインではあるんですけども、300人規模で受講していただいております。それを今は2年続けている状態ですけども、多くの行政職員に参加していただいております。新しい、そういった博物館への期待でありますとか、役割であるとか、そこは理解できたというアンケートの声もいただいているところです。ここをもう少し拡充しながらやっていきたいとは思っていますので、御意見賜っておきたいと思っております。ありがとうございます。

【半田部会長代理】 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

【島谷部会長】 設置者の割合が、どれくらいの感じか分からないんですけども、国立以外、私立の設置者、企業立の設置者というのが多いと思っております。それで文化庁の指導がどこの範囲まで行くのか、私がよく理解できていないので申し訳ないんですけども、努力目標にしすぎないような感じが随分あるように思います。それで博物館法で登録博物館であるとかということと言われても、設置者としては、どっちでもいいよという感じがあるのではないのでしょうか。

多くの博物館、美術館をよくするためには、館長1人、学芸員1人、事務職1人のところも底上げをする必要があるんじゃないかなとは思っています。

片岡さん。

【片岡委員】 すみません、それに関して言えば、博物館、美術館のKPIといいますか、どういうふうにそれを活動評価するのかというスタンダードが、何らかのものがあったりするのかなと思っていて、それは内部のモチベーション向上にもなってほしいし、それから設置者側、あるいは企業立でも、企業内部でも、それがどういう効果があるのかという、そもそも論のところを、もう少し何か共有できているのかなと思っていて、それは入場者数だけの問題ではなくて、一方で、アンケートで、いやいや60%あるみたいなことでもなくて、何なんだろうなというのを私自身も思っていて、もう少し海外の美術館のKPIの調査などもして、どういうものが目安になるのかというものがあるとありがたいなと思っております。それが博物館の評価とか機能強化というものにつながる可能性はあるのかなと思っております。

【佐久間委員】 ソーシャルインパクトみたいなものですか。

【片岡委員】 そうですね、ソーシャルインパクトもあるし、もちろん数値的な評価もあるし。

【佐久間委員】 社会経済的なね。

【片岡委員】　　そうですね。

【佐久間委員】　　文化経済的なか。

【片岡委員】　　はい。

【事務局（中尾）】　　ソーシャルインパクトみたいな、KPIでなくて、KGIをしっかりとつくっていかなくちゃいけないということですね。

【片岡委員】　　はい。

【事務局（中尾）】　　分かりました。

【島谷部会長】　　ほかにはいかがでしょうか。来年度につながるという意味で、今、意見は出てないんですけど、文化施設部会というふうに変わりますということに関しては。

【半田部会長代理】　　半田ですけど、すみません。

【島谷部会長】　　どうぞ。

【半田部会長代理】　　イメージ的には、文化施設部会なるものが、現状の博物館部会よりも大きくなるというイメージなんですか。

【事務局（高井）】　　博物館振興室長の高井です。形としては、大きくなります。施設部会で、施設を議論できる先生方を入れていく必要がありますので、本会にも施設論を議論できる方々が加わってきますし、あとはワーキンググループがそれぞれに立って、それは必ずしも、その部会に入っている方と、ワーキングに入っている方が一致するわけではありませんけれども、それぞれできちんと議論していくという形にはなっています。

【半田部会長代理】　　文化施設部会の下に、博物館と、劇場系のところとのワーキングが常置されるというイメージですか。

【事務局（高井）】　　常置というわけではないんですけど、来年度は少なくとも設置をしますと。それが例えば10年間、ずっと設置をされるかということ、それは議題によっていろいろと、ワーキンググループというのは変わっていくものですので、何とも言えない部分はありますけども、少なくとも来年度については議論する内容がありますので、ワーキンググループが2つ設置されるという形になってまいります。

【半田部会長代理】　　なるほど。部会自体が少し拡大化するということですが、一方で、会長からも御意見がありましたけど、1つのテーマに時間をかけて議論ができる部会の立てつけが必要じゃないかということを考えてみると、やっぱり劇場系と博物館は、例えば望ましい基準みたいところで、部会で何が共有できるのかといっても、結構キャラクターが違うので、全体で共有できるテーマがどれくらいあるかなというところはちょっと見

えないところがあります。博物館で詰めていかなくちやいけないものというのは、こういうメンバーだったら大体集約できていくという感じはするんですけど、そこに劇場系が入ってきて、なおかつ部会という場で何か1つ方向性とか結論を出していくというテーマって、何があるかなっていうところが見えてきません。なくはないと思いますが、全体の部会のミッションとかコンセプトの中で、どういうものがテーマになっていくのか、何かイメージお持ちですか。

【事務局（高井）】　　もちろん、施設部会に改組するというときに、1つ大きな流れとしては、基金みたいなものを我々として立てた。基金は施設全体を対象にします。博物館だけでなく、劇場も対象にしている。

【島谷部会長】　　基金ですか。

【事務局（高井）】　　基金ですね。予算の関係で、60億の基金をつくったときに、これは施設すべてを対象にしている基金になってきます。そういった観点からも、今後、じゃあ施設、文化施設というものの全体をどう盛り上げていくかという観点での議論にはなるんですけど、当然、そうは言っても博物館固有の部分、博物館の中でも、例えば館種によって、動物園、水族館と美術館が違うみたいな部分もあり、それがさらに劇場となると、大分変わってくるという色合いの部分はあるんですけども、全体の議論の中で、ワーキンググループで議論したことを報告し、いろんな観点からの御議論をいただくというスタイルにはなりやすいかとは思いますが。

全体的に、例えば文化施設全体で、じゃあ予算というのをどういうふうに盛り上げていくかという視点は全体的にかかるでしょうし、博物館の望ましい基準というのをワーキンググループで議論したものを、親会というか、文化施設部会に報告をしつつ、いろんな観点からまた御議論いただくという形になりましょうし、それは結構、いろんな部会においてあることで、全ての委員が全ての議題に精通しているというものはまれで、やっぱりその部分、部分な部分ではあるんですけど、そうは言っても、委員の皆様、文化施設に関わっておられることは間違いないので、そういったワーキンググループで精査した部分についての御意見を、いろいろな形でいただくという形にはなるかなと。

【半田部会長代理】　　どっちかという、連携のプラットフォームを少し考えようみたいな感じなのかな。テーマ全体としては、個別施設じゃなくて、例えば地域とかね。地域の文化政策をどういうふうに回していったら、劇場と博物館という文化施設同士のセクターが、どういうふうに結びついて、共有する課題を解決していくことによって、地域全体が

よくなるか考えるような方向もあるんですかね。

【事務局（高井）】 もちろん、そういった方向もあり得るかなと思います。来年度については、どちらかというところ、ワーキンググループで議論するテーマがかなり明らかになっているので、そのワーキンググループで議論されたものを親会に報告をしつつ御意見いただく、このことがかなり大きくはなるかなと思います。そのうえで、施設機能強化、あるいは地域連携、ネットワーク、そういった部分についても、議論はあろうかと思いますが、けれども、かっちり固まっているものではなくて、状況を見ながら見ていくものではあるんですけれども、そういった形にはなるかなと思っています。

【佐久間委員】 参考としては、ぜひ図書館関係者を親会のほうに入れていただくと、地域の文化施設全体の議論ができるんじゃないかなと思うので、もちろん所管じゃないことは理解していますが、連携を取るための足がかりとして、そういう人がいるといいなというふうには思いました。

以上です。

【片岡委員】 何度もすみません。その意味では、地方の芸術祭みたいなものも数が増えていて、施設は持っていないんです。

【島谷部会長】 だからそうなると文化施設という名称が。

【佐久間委員】 文化審議会になっていく。

【片岡委員】 でも地方の文化施策ということですよ、やっぱり。

【島谷部会長】 だから案自体は文化施設になっていますから、その中で芸術祭が読み込めるのかどうかということですね。もう一つ、私からの意見ですけど、博物館に関しては、機能強化ワーキングと書いてありますね。劇場・音楽堂は、等ワーキングですね。その中について、劇場・音楽堂の事業の活性化のための取組に関する指針、告示の見直し等について検討するになっているんですけど、ワーキング自体でも目標が明確になっていたほうが良いような感じがしますね。ワーキングの名称の中に、何をするためのワーキングかという。

【事務局（高井）】 すみません、高井です。どうしてもワーキンググループの名前ですので、基準全部の名称を入れることも難しく、こういう形にしています。もし、等という形で。

【島谷部会長】 分かりやすいワーキングの名前のほうが良いよなと思っただけです。それで、佐久間さんがさっき、今じゃなくて前に発言したことで、注目すべきことは、こ

ういう公の場ではなかなか議論ができないようなことを、もっと下のワーキングというか、何かの場で積極的に話し合う、時間をかけて話し合うべきだよねというようなことをおっしゃいましたよね。

【佐久間委員】 はい。

【島谷部会長】 それがとても重要なことで、私とか半田さんとか佐久間さんは、博物館の倫理規定について、物すごく長く検討した経験があります。突っ込んでいろいろな意見をそのときはできました。ほかにも佐々木さんだとか、斎藤先生だとか、動物園の土居さんだとか、いろんな人がいらっしやいました。

【佐久間委員】 なかなか公式の会議でやりづらい本音トークの部分も含めて、いろいろな形の、いろんなレベルの意見交換ができていくと、博物館施策が実体化していったいなという願望です。よろしく願いいたします。

【島谷部会長】 こういう名称になりますけれども、よろしいでしょうか。

【佐久間委員】 承知しました。

【島谷部会長】 本当、皆さん忙しい中御参集いただいて、本当にありがとうございます。個々にまた意見があろうかと思えますし、佐久間さんのようにもっと言いたいことがあるというので文章で出してくださっていますので、共有できるところは共有していきたいと思えます。

【事務局（荒川）】 最後に事務局から事務連絡ですけれども、本日の議事録について、追って御確認の御連絡をさせていただきますので、そちらにも御協力のほど、よろしく願いいたします。以上です。

【島谷部会長】 それでは第5期第3回の博物館部会を閉会いたします。1年間本当にありがとうございました。

— 了 —